

2011年度組織的な若手研究者等海外派遣プログラム(短期派遣EUROPA)滞在費

(派遣先の地域・都市・期間別の滞在費一覧)

	派遣期間区分(～39)	派遣期間区分(40～60)	滞在期間区分(A)	滞在期間区分(B)	地域名・都市名 <small>注1)</small>
	～39日	40日～2ヶ月未満	2ヶ月以上8ヶ月未満	8ヶ月以上	
指定都市	12,750/日 (255,000/30×1.5)	510,000円 (255,000×2)	255,000円/月	2,312,000円 (289,000円×8)	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャンの14都市
甲地域	10,200/日 (204,000/30×1.5)	408,000円 (204,000×2)	204,000円/月	1,849,600円 (231,200円×8)	北米、欧州、中近東の各国 (ただし、欧州地域のうち、次の各国を除く。 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ペラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア⇒これらの各国は乙地域に区分される) 主な都市：ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオリンズ、バンクーバー、トロント、モントリオール、アムステルダム、コペンハーゲン、フランクフルト、マドリード、チューリヒ、ブリュッセル、ローマ、ハンブルグ、ウィーン、エルサレム
乙地域	8,925/日 (178,500/30×1.5)	357,000円 (178,500×2)	178,500円/月	1,618,400円 (202,300円×8)	指定都市、甲地域、丙地域以外の各国（オセアニア地域はここに区分される） 主な都市：ソウル、ジャカルタ、マニラ、バンコク、ヤンゴン、クアラルンプール、プラハ、ブダペスト、ソフィア、タシケント、サンクトペテルブルク、シドニー、メルボルン、ウェリントン
丙地域	7,650/日 (153,000/30×1.5)	306,000円 (153,000×2)	153,000円/月	1,387,200円 (173,400円×8)	アジア、中南米、アフリカの各国 (ただし、アジア地域のうち、次の各国を除く。 シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシア、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港、カンボジア、ラオス、ベトナム⇒シンガポールは指定都市、その他の各国は乙地域に区分される) 主な都市：北京、上海、台北、メキシコシティ、リマ、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブエノスアイレス、カイロ、ナイロビ、ケープタウン

注1) ここにあげられている地域名・都市名は、国家公務員等の旅費支給規程で使用されている区分を準用したものであり、実際の派遣先に対応するものではありません。

* 滞在費の計算は以下のとおりです。

派遣期間40日未満の場合 日額×滞在日数
 派遣期間40日以上2ヶ月未満の場合 固定額(月額(A)×2)
 派遣期間2ヶ月以上8ヶ月未満の場合 月額(A)×滞在月数*
 派遣期間8ヶ月以上の場合 固定額(月額(B)×8)
 (* 滞在日数が一月に満たない月の滞在費は、日割り計算することを原則とします)

- * 派遣先が複数都市に渡る場合は、滞在都市毎にそれぞれ滞在費を措置します。
- * ポスドクについては上記滞在費に10%のポスドク調整手当を加算することができます。(2011年4月分から実施)
- * 予算状況により滞在費の支給調整を行うことがあります。

(2011年 5月25日 ITP-EUROPA委員会)